

平成22年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成22年度補正予算関係)

県土整備部

## トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年11月定例会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	<総括表> 道路建設課	1
			2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
3 繰越明許費に関する調書		5	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第11号	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について	道路建設課	15
議案第17号	専決処分の承認について (1)損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について (平成22年10月27日専決)	道路企画課	18

平成22年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
道路建設課	16,228,556	80,800	16,309,356			80,800		
一般会計計	56,988,230	80,800	57,069,030			80,800		
(特別会計)								
空港港湾課	87,065		87,065					

  

説明		
区分	予算額	主な内容
一般事業	80,800	市町村受託事業(道路) (道路建設課) 80,800
一般会計計	80,800	

平成22年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路建設課(内線:7623)

3目 道路橋りょう新設改良費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国 庫 支 出 金	起 債	その他 (受託事業収入)	一般 財源	
市町村受託事業(道路)	19,000	80,800	99,800			80,800		
トータルコスト	19,807	80,800	100,607	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	設計積算、工事監督				
工程表の政策目標(指標)	国道の整備							
説 明	国道181号(江府道路)道路改良工事に伴い、江府町が計画している町道橋梁工事を受託して実施するための経費。							

道路建設課 合計	16,228,556	80,800	16,309,356			80,800		
----------	------------	--------	------------	--	--	--------	--	--

平成22年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	8款 土木費								
		補正前	補正額	補正後	うち県土整備部					
					補正前	補正額	補正後	2項 道路橋りょう費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	225,346		225,346	187,916		187,916	93,577		93,577
2	給 料	2,083,956		2,083,956	1,828,818		1,828,818	782,704		782,704
3	職員手当等	1,029,338		1,029,338	908,487		908,487	389,925		389,925
4	共 済 費	795,485		795,485	700,832		700,832	302,732		302,732
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金	500		500	500		500			
8	報 償 費	10,289		10,289	9,259		9,259			
9	旅 費	53,167		53,167	44,478		44,478	19,066		19,066
	費用弁償	3,060		3,060	1,743		1,743			
	普通旅費	48,952		48,952	41,852		41,852	19,066		19,066
	特別旅費	1,155		1,155	883		883			
10	交 際 費									
11	需 用 費	762,566		762,566	685,043		685,043	488,382		488,382
12	役 務 費	140,161		140,161	116,765		116,765	54,638		54,638
13	委 託 料	6,132,972	23,970	6,156,942	5,256,572	23,970	5,280,542	2,123,006	23,970	2,146,976
14	使用料及び賃借料	423,243	13	423,256	394,983		394,983	205,910		205,910
15	工事請負費	24,789,205	60,366	24,849,571	23,459,527	56,830	23,516,357	14,343,031	56,830	14,399,861
16	原 材 料 費	3,330		3,330	2,330		2,330	2,330		2,330
17	公有財産購入費	1,684,795		1,684,795	1,684,795		1,684,795	1,060,332		1,060,332
18	備 品 購 入 費	132,774		132,774	132,642		132,642	130,626		130,626
19	負担金、補助及び交付金	11,340,285		11,340,285	10,534,976		10,534,976	4,253,745		4,253,745
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	48,213		48,213	10,996		10,996			
22	補償、補填及び賠償金	2,783,891		2,783,891	2,756,922		2,756,922	2,018,640		2,018,640
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金	127,022		127,022						
26	寄 付 金									
27	公 課 費	7,997		7,997	7,997		7,997	7,196		7,196
28	繰 出 金	4,234		4,234						
	予 備 費									
	計	52,578,769	84,349	52,663,118	48,723,838	80,800	48,804,638	26,275,840	80,800	26,356,640
財 源 内 訳	国庫支出金	16,616,315		16,616,315	15,873,458		15,873,458	9,944,968		9,944,968
	地方債	18,119,000		18,119,000	17,540,000		17,540,000	9,380,000		9,380,000
	その他	3,189,805	80,800	3,270,605	2,325,079	80,800	2,405,879	870,525	80,800	951,325
	一般財源	14,653,649	3,549	14,657,198	12,985,301		12,985,301	6,080,347		6,080,347

平成22年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

節	款 項 目	8款 土木費			県土整備部合計		
		うち県土整備部					
		2項 道路橋りょう費			補正前	補正額	補正後
		3目 道路橋りょう新設改良費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報 酬	39,813		39,813	201,717		201,717
2	給 料	361,248		361,248	2,065,887		2,065,887
3	職員手当等	176,683		176,683	1,024,107		1,024,107
4	共 済 費	139,273		139,273	790,162		790,162
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃 金				500		500
8	報 償 費				9,283		9,283
9	旅 費	7,000		7,000	49,340		49,340
	費用弁償				1,743		1,743
	普通旅費	7,000		7,000	46,714		46,714
	特別旅費				883		883
10	交 際 費						
11	需 用 費	30,993		30,993	712,467		712,467
12	役 務 費	18,000		18,000	125,736		125,736
13	委 託 料	719,617	23,970	743,587	6,077,650	23,970	6,101,620
14	使用料及び賃借料	99,136		99,136	421,890		421,890
15	工事請負費	9,656,063	56,830	9,712,893	29,916,093	56,830	29,972,923
16	原 材 料 費				2,330		2,330
17	公有財産購入費	871,972		871,972	1,706,608		1,706,608
18	備 品 購 入 費	110		110	133,212		133,212
19	負担金、補助及び交付金	93,000		93,000	10,934,520		10,934,520
20	扶 助 費						
21	貸 付 金				10,996		10,996
22	補償、補填及び賠償金	1,257,213		1,257,213	2,797,735		2,797,735
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費				7,997		7,997
28	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	13,470,121	80,800	13,550,921	56,988,230	80,800	57,069,030
財 源 内 訳	国庫支出金	7,224,100		7,224,100	20,254,408		20,254,408
	地方債	4,360,000		4,360,000	20,440,000		20,440,000
	その他	574,148	80,800	654,948	2,551,536	80,800	2,632,336
	一般財源	1,311,873		1,311,873	13,742,286		13,742,286

# 緑越明許費に関する調書

県土整備部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額 今回申請額	左の財源内訳			一般財源
						国庫補助金	起債	その他	
6 農林水産業費	4 林業費	7 治山費	漁場保全関連特定事業費	237,540	24,390	12,075	10,000		2,315
			森林整備交付金事業費	316,500	22,550	22,525			25
8 土木費	2 道路橋りょう費	8 漁港建設	地域活力基盤創造型事業費	2,274,000	551,700	383,996	131,000		36,704
			道路橋りょう費	99,800	56,900			56,900	
			道路橋りょう改良費	10,000	10,000	4,500	3,000		2,500
			新設	355,949	221,061			221,061	
3 河川海岸費	2 河川改良費	3 砂防	地域自立・活性化交付金事業費(伯耆歴史展示施設)	380,000	72,680	38,841	28,000		5,839
			市町村等受託事業費	128,000	21,550	10,500	9,000		2,050
			火山砂防事業費	50,000	17,574	8,700	7,000		1,874
4 港湾費	2 港湾建設費	2 港湾建設費	土砂災害情報相互通報システム整備事業費	195,000	19,695	6,500			13,195
			砂防・急傾斜地基礎調査費	159,000	11,000				11,000
			新規事業化調整費	294,000	18,540	7,954	6,000	1,390	3,196
			港整備交付金事業費	50,000	48,400	19,118			29,282
県土整備部 一般会計 合計				4,549,789	1,096,040	514,709	194,000	279,351	107,980

# 緑越明許費に関する調書

県土整備部(単位:千円)

【変更分】 款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額		補正額	左の財源内訳			
					補正前	補正後		国庫補助金	起債	その他	一般財源
6 農林水産業費	4 林業費	7 治山費	一般治山事業費	1,033,837	43,022	448,026	405,004	200,208	177,000		27,796
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう改良費	道路改良事業費	4,731,555	934,120	1,484,382	550,262	299,618	220,000		30,644
		3 地域活性化基盤創造就造費	地域活性化基盤創造就造費	6,890,000	645,971	2,079,877	1,433,906	992,824	328,000		113,082
3 河川海岸費	1 河川総務費	1 河川整備費	地方特定事業費	878,500	385,000	421,500	36,500		30,000	2,737	3,763
		2 河川改良費	防砂維持修繕費	203,000	65,000	160,000	95,000				95,000
		3 河川改良費	河川事業費	2,769,475	195,680	564,912	369,232	182,116	168,000		19,116
3 砂防費	3 砂防費	1 河川改良費	河川改修費	438,100	91,100	129,190	38,090		28,000		10,090
		2 河川改良費	高規格幹線道路等費	166,500	20,000	47,000	27,000		18,000		9,000
		3 砂防費	関連費	2,636,478	122,150	802,260	680,110	334,820	300,000		45,290
5 都市計画費	2 街路事業費	1 砂防費	砂防事業費	1,060,000	68,820	177,840	109,020	59,400	43,000		6,620
		2 砂防費	砂防事業費	967,384	249,809	433,409	183,600	82,170	73,000	17,143	11,287
		3 砂防費	砂防事業費	259,000	82,000	173,200	91,200		74,000		17,200
県土整備部 一般会計	2 街路事業費	4 砂防費	小規模砂防施設新設費	222,250	101,750	116,250	14,500		11,000	2,900	600
		5 砂防費	単県急傾斜地崩壊対策事業費	1,782,000	80,800	223,210	142,410	98,700	28,000	10,272	5,438
合計				24,038,079	3,085,222	7,261,056	4,175,834	2,249,856	1,498,000	33,052	394,926



# 繰越明許費に関する調書

県土整備部(単位:千円)

【追加分+変更分】

	予算額	翌年度繰越額		財源内訳				
		既承認額	今回申請額	計	国庫補助金	起債	その他	一般財源
追加分計 (再掲)	4,549,789		1,096,040	1,096,040	514,709	194,000	279,351	107,980
変更分計 (再掲)	24,038,079	3,085,222	4,175,834	7,261,056	2,249,856	1,498,000	33,052	394,926
県土整備部一般会計 合計 (追加分+変更分)	28,587,868	3,085,222	5,271,874	8,357,096	2,764,565	1,692,000	312,403	502,906

## 繰越理由一覧

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
地域活力基盤創造 交付金事業費(災 害防除)	主要地方道智頭用瀬 線(市瀬工区)	16,160	工事に係る地元説明を行ったところ交通規制(全止) の理解が得られなかったことから片側交互通行に計 画変更し、その計画変更と地元調整に不測の日数 を要したため。(約60日間)
"	主要地方道倉吉江府 溝口線(大山工区)	60,600	事業に必要な買収地の用地確定について関係機関 との協議に不測の日数を要し、下部工が遅延し、本 工事(橋梁上部工)の着手が遅れたため。(約180 日間)
地域活力基盤創造 交付金事業費(交 通安全施設)	一般県道津ノ井国府 線(生山工区)	67,670	地元調整の結果、修正設計が必要となり、調整に不 測の日数を要したため。(約150日)
"	一般県道網代港岩美 停車場線(浦富工区)	10,100	用地取得が困難になったことにより、計画の見直し に不測の日数を要したため。(約90日)
"	主要地方道鳥取鹿野 倉吉線(松原工区)	19,500	補償物件である倉庫の移転に際し、農繁期を避ける よう地元要望があり、不測の日数を要したため。(約 120日)
"	一般県道金沢伏野線 (三津工区)	45,500	工事区域内にある墓地の移転に不測の日数を要し たため。(約120日)
"	一般県道若葉台東町 線(杉崎工区)	15,150	歩道計画を決定するに当たり、地元協議に不測の日 数を要したため。(約60日)
"	一般県道麻生国府線 (市場~下津黒工区)	40,400	補償物件である倉庫の移転先地の選定に不測の日 数を要したため。(約75日)
"	主要地方道倉吉青谷 線(松崎工区)	20,200	軟弱地盤の検討において想定より軟弱であったこと から、現地に適した工法の選定に不測の日数を要し たため。(約140日)
"	一般県道上井北条線 (上井工区)	86,860	関連する駅周辺整備工事において駅舎整備等との 工程調整及び構内占用者との協議に不測の日数を 要したため。(約140日)
"	一般国道181号(舟場 工区)	106,050	歩道設置に伴う既設擁壁の構造検討に伴い、追加 の土質調査が必要となり、不測の日数を要したた め。(約90日)
地域活力基盤創造 交付金事業費(雪 寒)	主要地方道倉吉江府 溝口線(岩立工区)	63,510	工事に係る道路区域内に保安林解除が必要な区間 があることが判明したため、解除にかかる関係機関 との調整に不測の日数を要したため。(約150日 間)
地域活力基盤創造 交付金事業費(橋 梁補修)	一般県道猪子国安線 (源太橋)	52,520	地質調査の結果、基礎地盤が軟弱であり、詳細設 計に不測の日数を要したため。(約80日間)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
市町村受託事業 (道路)	一般国道181号 (江府道路)	56,900	地元関係者からルートに対する反対意見が出され、その対応に不測の日数を要したため。(約150日)
道路改良事業費 (国道(道路改築))	一般国道178号 (岩美道路)	40,400	付替町道の道路計画について、地元協議に不測の日数を要したため。(約60日)
"	一般国道313号 (倉吉道路)	303,000	地権者から補償の考え方について、同意を得られなかったため、その対応に不測の日数を要したため。(約190日間)
"	一般国道181号 (江府道路)	177,962	地元関係者からルートに対する反対意見が出され、その対応に不測の日数を要したため。(約150日間)
"	一般国道482号 (下蚊屋バイパス)	28,900	先行工事にて井戸水の水質汚濁問題が発生し、調整に不測の日数を要したため。(約120日間)
地域・自立活性化 交付金事業費(伯耆 歴史展示施設)	伯耆歴史展示施設	10,000	展示内容について、町から地元意見も反映したい旨の要望があり、意見集約及び内容再検討に不測の日数を要したため。(約120日)
地域活力基盤創造 交付金事業費(県 道改築)	主要地方道倉吉川上 青谷線(澄水工区)	8,585	用地交渉が難航したため。(約180日)
"	主要地方道鳥取河原 線(菖蒲工区)	10,100	事業施行に係る鉄塔への影響について、電力会社との協議・調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	一般県道国安桂木線 (橋本工区)	31,310	埋蔵文化財試掘調査が遅れたため。(約120日)
"	主要地方道郡家鹿野 気高線(岡木工区)	13,600	用地取得に際し、国事業(山陰道)との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	一般県道俵原青谷線 (青谷工区)	13,231	工事中の通学路に係る地元調整に不測に日数を要したため。(約60日)
"	一般県道河原インター 線	303,000	用地買収に際し、金銭面で折り合わず、交渉が難航し、工事の着手に不測の日数を要したため。(約150日)
"	一般県道麻生国府線 (市場工区)	16,160	用地買収に際し、相続が発生していることが判明し、その手続に不測の日数を要したため。(約60日)
"	一般県道赤松淀江線 (西尾原工区)	97,648	先行する工区が残土流用に係る工程調整により完了が遅れたため。(約60日)
地域活力基盤創造 交付金事業費(国 道改築)	一般国道482号(茗荷 谷淵見バイパス)	114,130	隣接地権者より、進入路の設置を要望され、設計修正に不測の日数を要したため。(約190日間)
"	一般国道482号 (上岸田橋架替)	37,370	隣接する鉄道事業者より、鉄道側の道路改良を要望されたため、修正設計に不測の日数を要したため。(約150日)
"	一般国道180号 (南部バイパス)	194,200	盛土流用元(掘削箇所)において、埋蔵文化財調査が予定より遅れ、調査の完了に不測の日数を要したため。(約120日)
"	一般国道181号 (岸本バイパス)	131,502	埋蔵文化財調査について、当初想定していた年代より古い遺構が出土し、調査層・面が増え、調査に不測の日数を要したため。(約120日)
"	一般国道482号 (下蚊屋バイパス)	370,150	先行工事にて井戸水の水質汚濁問題が発生し、調整に不測の日数を要した。先行工事の遅れにより当該工事の着手ができなかったため。(約120日)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
地域活力基盤創造 交付金事業費(国 道改築)	一般国道183号(河上 工区)	40,400	地権者から用地買取単価について、同意を得られな かったため、当該工事の着手に不測の日数を要した ため。(約150日)
地方特定道路整備 事業費	主要地方道倉吉川上 青谷線(川上工区)	12,500	事業計画(待避所位置)の地元合意に不測の日数を 要したため。(約90日)
"	一般県道豊房名和線 (門前工区)	24,000	埋蔵文化財調査の遅れ、及び先行工事が不落札で あり着手、完了時期が遅れたため。(約90日)
地域活力基盤創造 交付金事業費(街 路)	美萩野覚寺線(湖山 町工区)	46,460	橋梁の耐震補強工事に当たり、船の通行を規制す る必要があり、漁業関係者との調整に不測の日数を 要したため。(約60日)
"	美萩野覚寺線(安長 工区)	25,250	交差点部の都市計画決定変更について、関係機関 との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	米子駅陰田線(陰田 町工区)	70,700	歩道橋施工に伴う迂回路について、一部の地元住 民との調整が難航し、この調整に不測の日数を要し たため。(約90日)

河川課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
市町村等受託事業 費	塩見川	221,061	工事用道路のルート選定に際し、地元関係者との調 整に不測の日数を要したため。(約140日)
河川事業(広域河 川改修)	大路川	15,000	排水機場の設計に伴い、地元利水関係者との調整 に不測の日数を要したため。(約60日)
河川事業費(広域 河川改修)	塩見川	164,628	工事用道路のルート選定に際し、地元関係者との調 整に不測の日数を要したため。(約140日)
河川事業費(広域 河川改修)	由良川	96,000	ダンプトラックによる残土搬出に際し、搬出ルート 等、地元関係者との調整に不測の日数を要したた め。(約60日)
河川事業(総合流 域防災)	大井手川	38,000	騒音・振動に関する地元関係者との調整及び対策 の検討に不測の日数を要したため(約75日)
河川事業費(総合 流域防災)	勝部川	30,704	工事中の通学路確保のため、地元地権者との借地 交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
河川事業費(総合 流域防災)	日野川	24,900	掘削護岸工事による濁水処理方法等について、漁 協との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
河川改修費	江川	18,000	上流側の準用河川合流部分の管理方法について地 元利水関係者及び鳥取市との調整に不測の日数を 要したため。(約130日)
"	美敷川	20,090	地積混乱地であり、用地境界の確定に不測の日数 を要したため。(約50日)
高規格幹線道路等 関連事業	茅町川	27,000	発生した残土の搬出先の選定並びに土質改良に不 測の日数を要したため。(約90日)

## 治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
一般治山事業費 (復旧治山)	卯垣地区	37,716	工事施工箇所の境界確定に不測の日数を要したため。(約140日)
"	紙屋地区	27,927	工事施工箇所の境界確定に不測の日数を要したため。(約120日)
"	焼杉地区	24,465	工事施工箇所において、文化財(タタラ製鉄)が存在する可能性が判明し、文化財協議に不測の日数を要したため。(約140日)
一般治山事業費 (予防治山)	岩戸地区	24,694	当初計画範囲外に不安定な斜面があることが判明し、追加調査に不測の日数を要したため。(約110日)
"	池ノ内地区	42,420	工事施工箇所の境界確定に不測の日数を要したため。(約140日)
"	中砂見地区	16,576	工事用道路として使用する市道について、上流に果樹園を持つ地権者との調整に不測の日数を要したため。(約110日)
一般治山事業費 (林地荒廃防止)	森坪地区	33,547	工事用道路設置箇所の境界確定に不測の日数を要したため。(約110日)
"	徳丸地区	22,522	共有地の立木補償金の支払割合について異議申立てがあり、その解決に不測の日数を要したため。(約130日)
"	鍛冶屋地区	21,762	土留工計画地基礎部の土質について、当初想定より堆積層が厚く支持地盤の確認のための追加調査に不測の日数を要したため。(約110日)
一般治山事業費 (山地災害総合減災対策治山)	早牛地区	31,596	残土運搬車両の騒音対策を求められ、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約140日)
"	北村地区	19,698	工事用資材の運搬路の地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約110日)
一般治山事業費 (環境防災林整備)	三徳地区	34,996	文化財の事前協議及び現地確認に際し、現地地形が急峻で、調査に不測の日数を要したため。(約140日)
一般治山事業費 (特定流域総合治山)	久住地区	67,085	工事用資材の運搬路の仮設工法の検討及び設計に不測の日数を要したため。(約200日)
漁場保全関連特定 森林整備事業費	折渡地区	24,390	現場進入路の土地の借地交渉に不測の日数を要したため。(約140日)
砂防維持修繕費	急傾斜施設修繕 38 箇所	95,000	緊急雇用経済対策として行う工事等について年度内工事完了が困難なため。
通常砂防事業費	音谷川	30,380	支障物件である倉庫の移転に不測の日数を要したため。(約90日)
"	棒谷川	36,100	支障物件の補償交渉に不測の日数を要したため。(約140日)
"	家ノ奥谷川	31,830	付替道路の設置について地権者との調整に不測の日数を要したため。(約140日)
"	見生寺谷川	34,500	工事用道路のルート選定について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約140日)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
通常砂防事業費	下平川	8,100	所有者不明の墳墓が発見され、所有者の確認及び墳墓の移転補償手続に不測の日数を要したため。(約140日)
"	日下部谷川	38,880	地元から工事に伴う濁水の懸念に関する申出があり、その対応に不測の日数を要したため。(約60日)
"	小別府谷川	38,600	工事用道路の設置について地権者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
"	岡谷川	83,400	工事用道路として町道橋を利用することについて、道路管理者及び地域住民の同意を得るのに不測の日数を要したため。(約120日)
"	中代谷川	21,050	工事用道路について地権者の同意を得ることができず、計画変更が必要となり、この検討に不測の日数を要したため。(約60日)
"	福屋の奥谷川	58,800	地権者による木材切出作業の工程の調整に不測の日数を要したため。(約120日)
"	長龍寺谷川	29,000	埋蔵文化財調査に不測の日数を要したため。(約90日)
"	坂本谷川	38,900	残土受入先の工程に遅れが生じ、不測の日数を要したため。(約90日)
"	中野川	33,030	地元の農産物出荷、木材切出作業の工程の調整に不測の日数を要したため。(約120日)
"	糠庄大谷川	88,130	県外在住の地権者との用地境界立会いに不測の日数を要したため。(約150日)
"	久曾谷川	12,600	地元の農産物出荷の工程の調整に不測の日数を要したため。(約90日)
"	枯芦谷川	26,300	発生土を現場内再利用することとしていたが、土質が想定より悪く、その対応検討に不測の日数を要したため。(約60日)
"	中大柿谷川	1,410	地元の農産物出荷、木材切出作業の工程の調整に不測の日数を要したため。(約130日)
"	奥絹屋四	30,900	取付水路の設置について地元関係者との調整、計画変更に不測の日数を要したため。(約90日)
"	奥絹屋三	38,200	現場下流で飼育されている鯉の移転補償交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
火山砂防事業費	下用呂谷川	28,800	風化した岩盤、転石が点在していることが判明し、その対策工法の選定に不測の日数を要したため。(約150日)
"	北中村谷川	41,010	用地買収交渉に不測の日数を要したため。(約120日)
"	奥谷川	1,020	発生土を他工事流用することとしていたが、土質が想定より悪く、その対応検討に不測の日数を要したため。(約120日)
"	坪谷川	1,000	地盤改良することとしていたが、土質が想定より悪く、その対応検討に不測の日数を要したため。(約60日)
"	市倉谷川	850	発生土を現場内再利用することとしていたが、土質が想定より悪く、その対応検討に不測の日数を要したため。(約60日)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
砂防激甚災害対策特別緊急事業費	角谷川	60,220	管理用道路の設置位置について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約120日)
"	屋堂羅川	48,800	工事用道路のルートを選定に当たり、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約150日)
地すべり対策事業費	上地地区	21,550	横ボーリング工施工による用水路の水量の影響について、地権者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
急傾斜地崩壊対策事業費	本高地区	34,940	計画地内の湧水を利用し畑作を行っている関係者から、取水に必要な水路の計画変更を求められ、その対応に不測の日数を要したため。(約150日)
"	上地地区	44,140	支障物件である墓の移転に関して、工程の調整に不測の日数を要したため。(約130日)
"	梶掛地区	39,880	相続人多数のため、全ての相続人を把握するのに不測の日数を要したため。(約150日)
"	大江第三地区	24,340	工事用道路のルートを選定に当たり、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約120日)
"	福吉地区	40,300	埋蔵文化財調査に不測の日数を要したため。(約90日)
土砂災害情報相互通報システム整備事業費	全県	17,574	防災情報提供システムの構築に当たり、連携先である放送事業者との検討及び調整に不測の日数を要したため。(約90日)
砂防・急傾斜基礎調査費	全県	19,695	調査の立入りについて、理解の得られない地区があり、この再説明に不測の日数を要したため。(約120日)
小規模砂防施設新設費	釜戸川	3,700	工事施工箇所の境界確定に不測の日数を要したため。(約40日)
"	猿喰谷川	24,500	同一地権者がいることが判明した範囲について、用地測量を追加執行する必要が生じ、この実施に不測の日数を要したため。(約90日)
"	二柘川	26,400	名義人が既に死亡している土地について、その相続手続に不測の日数を要したため。(約90日)
"	荘支川	10,000	支障物件である小屋の補償交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
"	宮原川	26,600	事業地内において埋蔵文化財試掘調査が必要と判断され、これに伴う設計及び借地交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
単県急傾斜地崩壊対策事業費	公文地区	14,500	用地買収交渉に不測の日数を要したため。(約50日)
新規事業化調整費	鹿の子地区	5,500	新規事業化実施に当り土地への立入交渉を継続してきたが、関係者の同意を得るのに不測の日数を要したため。(約180日)
"	今市A地区	5,500	新規事業化実施に当り土地への立入交渉を継続してきたが、関係者の同意を得るのに不測の日数を要したため。(約180日)

空港港湾課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	繰越額	繰越理由
港整備交付金事業費(漁港)	皆生漁港	22,550	市事業の繰越による補助金の繰越。
地域自立・活性化交付金事業費	鳥取港 (維持浚渫工事)	48,400	冬季風浪により堆積した土砂は風浪の収まる3月から撤去する必要があるが、年度内に事業完成するのが困難であるため。
港整備交付金事業	赤碕港	18,540	建設発生土の流用に当たり、他工事との工程調整の結果、年度内の完成が困難であるため。



<p>条 例 名 等</p>	<p>県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について</p>												
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成22年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要                  (1) 「4 農道整備事業」に関する部分                  農道保全対策事業の対象施設の要件がより明確になるように、下線部分を加える。</p> <p style="padding-left: 40px;">農道保全対策事業（広域・・・で整備した施設）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="padding-left: 40px;">農道保全対策事業（<u>広域・・・で整備した施設で県が管理しないものに限る</u>）</p> <p>(2) 「7 経営体育成基盤整備事業」に関する部分                  農道事業が再編されたことから、平成23年度以降に県が実施する場合の負担を明らかにするため、通作条件整備型の各事業の負担金の額を以下のとおり定める。</p> <p>「通作条件整備型」</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 基幹農道整備</td> <td style="padding-left: 20px;">→</td> <td>工事費の100分の6.7に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(ア) 一般型</td> <td style="padding-left: 20px;">→</td> <td>工事費の100分の25に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(イ) 保全対策型</td> <td style="padding-left: 20px;">→</td> <td>工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イ 一般農道整備</td> <td style="padding-left: 20px;">→</td> <td>工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額</td> </tr> </table>	ア 基幹農道整備	→	工事費の100分の6.7に相当する額	(ア) 一般型	→	工事費の100分の25に相当する額	(イ) 保全対策型	→	工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額	イ 一般農道整備	→	工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額
ア 基幹農道整備	→	工事費の100分の6.7に相当する額											
(ア) 一般型	→	工事費の100分の25に相当する額											
(イ) 保全対策型	→	工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額											
イ 一般農道整備	→	工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額											

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の変更後の欄中下線が引かれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村負担金の額		事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの		土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～3 略			1～3 略		
4 農道整備事業 (1)及び(2)略  (3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設で県が管理しないものに限る。）  (4) 略	略	工事費の100分の25に相当する額	4 農道整備事業 (1)及び(2)略  (3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設）  (4) 略	略	工事費の100分の25に相当する額
5及び6 略			5及び6 略		
7 経営体育成基盤整備事業  (1) 通作条件整備型  ア 基幹農道整備  (ア) 一般型  (イ) 保全対策型（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設で県が管理しないものに限る。）		工事費の100分の6.7に相当する額	7 経営体育成基盤整備事業  <u>工事費の100分の10に相当する額</u>		
		工事費の100分の25に相当する額			

<p>イ 一般農道整備</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>	<p>工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、工事費の100分の20に相当する額</p> <p>工事費の100分の10に相当する額</p>				
<p>8～19 略</p>			<p>8～19 略</p>		
<p>備考 1～4 略</p>			<p>備考 1～4 略</p>		

<p>条 例 名 等</p>	<p>専決処分の承認について (1) 損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について (平成22年10月27日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき平成22年10月27日専決処分をしたので、同条第3項の規定により本議会に報告して承認を求めるものである。</p> <p>2 概 要 (1) 相手方 ア 損害賠償等請求事件 岡山市南区福島三丁目13番5号 東和運輸株式会社 代表取締役 梶 川 三 郎 イ 代位求償請求事件 岡山市南区新保104番2 岡山県トラック交通共済協同組合 代表理事 竹 本 秀 忠</p> <p>(2) 訴えの趣旨 平成20年（ワ）第463号損害賠償等請求事件及び平成20年（ワ）第1061号代位求償請求事件につき、平成22年10月19日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。</p> <p>【参考】 1 事故の概要 平成19年1月30日午前8時10分ころ、国道179号の人形峠を岡山県から鳥取県倉吉市方面に向けて走行していた東和運輸の大型トラックが、人形トンネルを通過後1km付近の下り坂でスリップし、事故を起こしたものの。</p> <p>2 事件の概要 東和運輸（株）は、鳥取県の道路管理に過失があったものとして、損害額3,787,595円を支払うよう平成20年3月21日に岡山地裁に訴えたもの。 岡山県トラック交通共済協同組合は、保険契約に基づき東和運輸（株）に支払った保険金1,845,960円について、鳥取県に支払うよう平成20年7月7日に岡山地裁に訴えたもの。</p> <p>3 判決の概要 ○ 現実に事故車を含め数台の自動車スリップ事故を起こした事実からすると、本件道路の状況はかなり危険な状態であったと言え、これらの危険防止措置のみでは必ずしも十分ではなかった。 ○ 事故車の運転方法には落ち度があったといえる。したがって、損害の公平な分担の見地から、運転手の落ち度について過失相殺を行うのが相当である。 ○ 鳥取県には本件道路に対する管理に瑕疵があったと解される反面、一定の危険防止の措置をとっていたものである。 ○ これらの事情を総合考慮すると、過失相殺の割合は50%とするのが相当である。</p> <p>4 控訴理由 原判決には事実の認定に誤りがあるため、控訴を提起する。</p>